

経済産業省

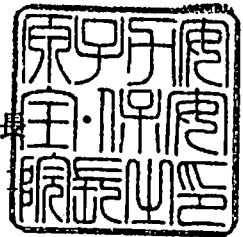
平成19・07・25原院第6号

平成19年7月27日

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」並びに「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の機能性基準の運用について」の一部改正について

経済産業省原子力安全・保安院長

NISA-274a-07-0



原子力安全・保安院は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（43化第151号）」並びに「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の機能性基準の運用について（平成14・11・26原院第6号）」の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」改正案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 ○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（４３化第１５１号）

改 正 案	現 行
<p>第１６条（販売の方法の基準）関係 １～９ （略） １０． <u>削除</u></p> <p>１１・１２ （略）</p>	<p>第１６条（販売の方法の基準）関係 １～９ （略） １０． 第１４号は、一般消費者等のもとに供給管若しくは配管又は集合装置に接続されていない容器が存在しないようにするための規定で第１号と同じ趣旨のものである。 「安全な場所に移す措置をとること」とは、具体的には、取りはずした容器が自ら供給したものであるときは、速やかに引き取ることをいい、それが自ら供給した容器でないときは、それを供給した者に引き取らせるよう必要な連絡をすることをいう。</p> <p>１１・１２ （略）</p>
<p>第１８条（供給設備の技術上の基準）関係 １～１３ （略） １４． <u>第２３号は、一般消費者等のもとに供給管若しくは集合装置又は調整器に接続されていない容器が存在しないようにするための規定で第１６条第５号と同じ趣旨のものである。</u> <u>「安全な場所に移す措置を講ずること」とは、具体的には、取り外す容器が自ら供給したものであるときは、速やかに引き取ることをいい、それが自ら供給した容器でないときは、それを供給した者に引き取らせるよう、容器の取り外しについて、事前に必要な連絡をすることをいう。</u> <u>なお、本号は、充てん容器により体積による販売が行われて</u></p>	<p>第１８条（供給設備の技術上の基準）関係 １～１３ （略） （新 設）</p>

いる場合の規定であることから、バルク容器若しくはバルク貯槽又は質量による販売により液化石油ガスの供給が行われている場合の規定については、それぞれ、第19条（バルク供給に係る供給設備の技術上の基準）関係の2. 又は第44条（消費設備の技術上の基準）関係の8. を参照されたい。

第19条（バルク供給に係る供給設備の技術上の基準）関係

1. 第3号ホ(1)中「バルク貯槽の頂部」とは、バルク貯槽のうち、特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証該当部分の頂部を指すものとし、プロテクター、安全弁の放出管等は含まれない。

2. 第7号において準用する前条第23号の規定については、一般消費者等のもとに供給管若しくは集合装置又は調整器に接続されていないバルク容器又はバルク貯槽が存在しないようにするための規定で第16条第5号と同じ趣旨のものである。

この場合における「安全な場所に移す措置を講ずること」とは、具体的には、充てん容器により体積による販売が行われている場合と同様に、取り外すバルク容器又はバルク貯槽が自ら供給したものであるときは、速やかに引き取ることをいい、それが自ら供給したバルク容器又はバルク貯槽でないときは、それを供給した者に引き取らせるよう、バルク容器又はバルク貯槽の取り外しについて、事前に必要な連絡をすることをいう。

第27条（周知の内容）関係

1. 本条の周知の内容は、以下の表に掲げるところによる。

事 項	例

第19条（バルク供給に係る供給設備の技術上の基準）関係

第3号ホ(1)中「バルク貯槽の頂部」とは、バルク貯槽のうち、特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証該当部分の頂部を指すものとし、プロテクター、安全弁の放出管等は含まれない。

第27条（周知の内容）関係

1. 本条の周知の内容は、以下の表に掲げるところによる。

事 項	例

<p>使用する燃焼器の液化石油ガスに対する適用性に関する事項</p> <p>消費設備の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 屋内に設置されたガス瞬間湯沸器については、不完全燃焼する状態に至った場合に当該湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものであっても、当該湯沸器が自動的に消火する現象が繰り返し発生する場合には再点火してはならないこと。</u></p> <p><u>(12) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器に関して次の事項を確認及び注意すること。</u></p> <p><u>① 警報器が適切な位置に設置されていることを確認すること。</u></p> <p><u>② 警報器の電源プラグを常時コンセントに差し込むこと。</u></p> <p><u>③ 警報器の周りに物を置かないこと。</u></p> <p><u>④ 警報器が交換期限内のものであることを確認すること。</u></p>	<p>使用する燃焼器の液化石油ガスに対する適用性に関する事項</p> <p>消費設備の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>燃焼器を使用する場所の環境及び換気に関する事項</p> <p>ガス漏れを感知した場</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>燃焼器を使用する場所の環境及び換気に関する事項</p> <p>ガス漏れを感知した場</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項
前各号に掲げるもののほか液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項

(1)～(4) (略)

2. (略)

第44条 (消費設備の技術上の基準) 関係

1～7 (略)

8. 第2号イ(14)は、一般消費者等のもとに配管又は調整器に接続されていない容器が存在しないようにするための規定で、第16条第5号と同じ趣旨のものであり、質量による販売により液化石油ガスの供給が行われている場合について規定したもの

合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項
前各号に掲げるもののほか液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項

(1)～(4) (略)

2. (略)

第44条 (消費設備の技術上の基準) 関係

1～7 (略)

(新 設)

である。

「安全な場所に移す措置を講ずること」とは、具体的には、取り外す容器が自ら供給したものであるときは、速やかに引き取ることをいい、それが自ら供給した容器でないときは、それを供給した者に引き取らせるよう、容器の取り外しについて、事前に必要な連絡をすることをいう。

第108条（液化石油ガス設備工事の作業）関係

1. 第2号の硬質管相互を接続する作業には金属管と金属フレキシブルホースを接続する作業を、硬質管を取り外す作業には金属管又は金属フレキシブルホースを取り外す作業を、硬質管の取り外しのために硬質管を切断する作業には金属管又は金属フレキシブルホースの取り外しのために金属管又は金属フレキシブルホースを切断する作業を含むものとする。

2. 硬質管とガス栓の接続に係る工事はガス栓と金属フレキシブルホース及び燃焼器との接続工事も硬質管の接続に係る一体の工事として含まれ、硬質管とガス栓の取り外しに係る工事はガス栓と金属フレキシブルホース及び燃焼器との取り外しに係る工事も硬質管の取り外しに係る一体の工事として含まれる。

3. 液化石油ガスの供給契約が解除され、第18条、第19条又は第44条に規定する技術上の基準に則り適切に充てん容器等が撤去されている場合には、残存する調整器、ガスメーター、配管、ガス栓等は液化石油ガスの供給設備及び消費設備には該当しないものとする。

従って、これらの配管等の取り外しや切断に係る行為については、液化石油ガス設備士以外の者が行うことを妨げない。ただし、契約解除により充てん容器等を撤去してから十分な時間が経過していない時点では配管等に液化石油ガスが残留してい

第108条（液化石油ガス設備工事の作業）関係

硬質管とガス栓の接続に係る工事は、ガス栓と金属フレキシブルホース及び燃焼器との接続工事も硬質管の接続に係る一体の工事として含まれる。

第2号の硬質管相互を接続する作業には、硬質管と金属フレキシブルホースを接続する作業を含むものとする。

るため、災害防止の観点から、その取り外しや切断を行う者は十分な注意を払う必要がある。また、当該配管等については、通常液化石油ガス販売事業者又は一般消費者等の所有物であることから、当該配管等の取り外しや切断にあたっては、その取り外しや切断を行う者は民法その他の法令に抵触しないか留意する必要がある。

なお、住宅の建て替え等により、液化石油ガスの供給を一時的に休止する場合に、法令に基づく技術上の基準に則り適切に容器等が撤去されている場合には、上記の取扱に準ずるものとして、液化石油ガス設備士以外の者が行うことを妨げない。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について」改正案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 ○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成14・11・26原院第6号）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: right;">別添</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準</p> <p style="text-align: center;">40. 供給管等の修理又は取り外し</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>規則関係条項 第18条第8号の2、第19条第7号、第44条第1号ラ、第2号イ(13)、第53条第4号、第54条第3号</p> </div> <p>供給管若しくは配管又は集合装置（以下「供給管等」）の修理又は取り外しは、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 供給管等の修理又は取り外しをするときは、当該供給管等から液化石油ガスの漏えいを防止するため当該供給管等の前後のバルブ又はガス栓を閉止すること。また、閉止されたバルブ又はガス栓の誤開放を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 供給管等の修理又は取り外しをするために当該供給管等の周辺を掘削したときは、当該掘削箇所に液化石油ガスが滞留していないことを確認し、滞留が確認された場合は、当該液化石油ガスによる酸欠及び爆発を防止する措置を講じつつ、これを排出すること。</p> <p>(3) 修理又は取り外し中に当該供給管等から液化石油ガスが漏</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準</p> <p style="text-align: center;">40. 供給管等の修理</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>規則関係条項 第18条第8号の2、第19条第7号、第44条第1号ラ、第2号イ(13)、第53条第4号、第54条第3号</p> </div> <p>供給管若しくは配管又は集合装置（以下「供給管等」）の修理は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 供給管等の修理をするときは、当該供給管等から液化石油ガスの漏えいを防止するため当該供給管等の前後のバルブ又はガス栓を閉止すること。また、閉止されたバルブ又はガス栓の誤開放を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 供給管等の修理をするために当該供給管等の周辺を掘削したときは、当該掘削箇所に液化石油ガスが滞留していないことを確認し、滞留が確認された場合は、当該液化石油ガスによる酸欠及び爆発を防止する措置を講じつつ、これを排出すること。</p> <p>(3) 修理中に当該供給管等から液化石油ガスが漏えいすること</p>

えいすることのないよう、当該修理又は取り外し箇所^①に栓又はキャップを施す措置を講ずること。

- (4) 修理又は取り外しが終了したときは、当該修理又は取り外し箇所から液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。
- (5) (3)及び(4)の作業には、液化石油ガス設備士有資格者以外の者は従事しないこと。

のないよう、当該修理箇所^②に栓又はキャップを施す措置を講ずること。

- (4) 修理が終了したときは、当該修理箇所から液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。
- (5) (3)及び(4)の作業には、液化石油ガス設備士有資格者以外の者は従事しないこと。